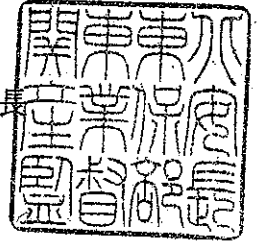


平成 20・06・27 関東産保第 14 号

平成 20 年 6 月 30 日

液化石油ガス販売事業者 代表者 殿

関東東北産業保安監督部長



パロマ工業株式会社による同社製ガス瞬間湯沸器の点検・回収  
等に関する調査と協力について

上記の件について、原子力安全・保安院は、液化石油ガス販売事業者及び団  
体に対し、別添（NISA-278b-08-07）のと通りの対応を求めています。

つきましては、当部は貴社に対し、本事案の周知をします。

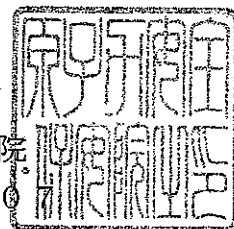
また、別添「2.記のニ。」により、貴社の販売所の所在する都県エルピーガス  
協会に別紙1及び別紙2により所定の期日までに提出してください。

# 経済産業省

平成20・06・24原院第4号  
平成20年6月25日

パロマ工業株式会社による同社製ガス瞬間湯沸器の点検・回収等に関する調査と協力について（要請）

経済産業省原子力安全・保安院  
NISA-278b-08-



## 1. 需要家の消費機器に関する情報等の提供について

経済産業省（以下「当省」という。）は、パロマ工業株式会社（以下「パロマ工業」という。）製ガス瞬間湯沸器の一酸化炭素中毒による死傷事故に関し、平成18年8月28日付けでパロマ工業に対して、消費生活用製品安全法の一部を改正する法律（平成18年法律第104号）による改正前の消費生活用品安全法（以下「法」という。）第82条の規定に基づく緊急命令（参考1）を発動し、別添1に示す半密閉式ガス瞬間湯沸器（以下「対象機器」という。）の点検及び回収作業を行うことを指示しました。また、原子力安全・保安院（以下「当院」という。）は、「パロマ工業（株）製瞬間湯沸器の一酸化炭素中毒事故に関する調査と協力について（要請）（平成18年7月14日付け平成18・07・14原院第1号）」（参考2）により、液化石油ガス販売事業者に対して、対象機器の設置状況に関する情報提供や点検の実施を要請しました。

しかし、その後、対象機器の点検及び回収の状況に問題が生じたことから、当省は、平成20年6月9日付けでパロマ工業に対して、法第40条第1項の規定に基づく報告徴収を求めたところ、その報告結果を受け、平成20年6月25日付けで、法第39条の規定に基づく危害防止命令（参考3）を発動しました。これを受け、国民の安全を迅速に確保する観点から、当院は、液化石油ガス販売事業者に対して下記の対応を求めるとともに、団体に対して傘下会員である液化石油ガス販売事業者へ下記の対応を要請することを求めます。

## 記

パロマ工業が現在行っている対象機器の点検及び回収作業の迅速かつ確実な遂行

に資するため、パロマ工業の要請に応じて、各液化石油ガス販売事業者の保有する需要家の消費機器に関する情報や閉栓・休止情報等をパロマ工業に提供すること。

## 2. データベース等の再点検等について

先般、当院は、「パロマ工業（株）製瞬間湯沸器の一酸化炭素中毒事故に関する調査と協力について（要請）（平成18年7月14日付け平成18・07・14原院第1号）」に基づき液化石油ガス販売事業者からパロマ工業に対してこれまで提供された情報は、対象機器の点検及び回収作業に活用されているが、一部、ガス事業者から提供された情報には含まれない場所に対象機器が設置されている例が発見された旨の報告を受けました。

その後の当院の分析によれば、本事案は、ガス事業者が所有する需要家の消費機器に関するデータベースの一部に、機種名の誤記入や誤入力等があったことから発生したものと考えられます。

つきましては、液化石油ガス販売事業者から情報が提供されていない場所に設置された対象機器についても、従来から、需要家への広報等を通じ、設置状況の把握や回収が進められてきたところではあります。国民の安全を迅速に確保する観点から、当院は、液化石油ガス販売事業者に対して下記の対応を再度求めるとともに、団体に対して傘下会員である液化石油ガス販売事業者へ下記の対応を再度要請することを求めます。また、液化石油ガス販売事業者から提出された対応の結果を取りまとめて、平成20年7月25日までに報告することを求めます（ただし、都道府県エルピーガス協会を除く。）。

### 記

イ. これまでのパロマ工業への提供情報の中に含まれない設置箇所に対象機器が存在する可能性について、データベース（注1）を早急に点検すること。その際、別添2に示す今般発見された誤記入や誤入力等の事例（注2）を参考とし、誤記入や誤入力等のために対象機器が点検・回収対象外機種等として処理されていないか等につき入念に確認すること。

（注1）データベースとは、コンピュータ等の情報システム上に電磁的記録として保存されているものか、帳簿等の紙媒体で保存されているものかを問わない。

（注2）別添2の「表A」は、ガス事業者からパロマ工業への提供情報に含まれない設置箇所、対象機器が最近発見された事例を示す。また、「表B」は、これまでのところ対象機器は発見されていないが、リスト中の標記は実在しない機種名を示していることから、今後、対象機器がこれらの中から発見される可能性が否定できないものを示す。

- ロ. 上記イ. の点検や需要家訪問等により、情報提供していない設置箇所に対象機器が存在する可能性があるとは判断したときは、その情報を早急にパロマ工業へ提供すること。
- ハ. 対象機器の発見に資するため、液化石油ガス販売事業者としても、各事業者の有している需要家の消費機器情報等を基に、早急に所要の周知活動を行うこと。
- ニ. 液化石油ガス販売事業者は、イ. からハ. の指示に基づき実施した対応の結果を都道府県エルピーガス協会に提出すること。また、日本液化石油ガス協議会の会員にあっては、同協議会にも提出すること。

(別添1)

点検及び回収の対象となるガス瞬間湯沸器の型式(機種名)一覧

PH-81F

PH-82F

PH-101F

PH-102F

PH-131F

PH-132F

PH-161F

PA-108FE (PH-81Fの東京ガス(株)OEM品)

PA-113FE (PH-131Fの東京ガス(株)OEM品)

PICM-250 (PH-131Fの東邦ガス(株)OEM品)

KPA-608F (PH-82Fの北海道ガス(株)OEM品)

KPA-610F (PH-102Fの北海道ガス(株)OEM品)

KPA-613F (PH-132Fの北海道ガス(株)OEM品)

(別添2)

## 平成18年7月当院要請をもとにガス事業者が 抽出作業を行ったデータベースからの検索もれの事例

[表A]機種名に誤記入・誤入力等があり、実際に点検・回収対象機器が発見されたもの

発見機種名(回収対象機器)	誤記入・誤入力等の事例	事業者からの報告に基づき、保安院が分析した要因
PA-113FE (PA-113FEZ)	PA-131FEZ	113と131を入力する際に誤入力した可能性がある。
	PA-131F	OEM商品であるPA-113FEは、パロママでの型番はPH-131Fであり、両者のアルファベットと数字を混同した可能性がある。
	PH-113FE	PA(OEMブランドの型番)とPH(パロママの型番)を混同した可能性がある。
	PA-10BFEZU	B(アルファベット)と8(数字)を誤認識した可能性がある。
PA-108FEZ	PA-188FEZ	0と8を誤入力した可能性がある。
	PA-108FEZ	0(アルファベット)と0(数字)を誤認識した可能性がある。
	PA-1'8E	読み取り機の誤認、またはPC入力時の誤操作の可能性がある。
PH-81F	PA-81F10	PA(OEMブランドの型番)とPH(パロママの型番)を混同した可能性がある。
	ユワカンキPH-81F	事業者が合併した際にデータベース上の入力方法が統一されておらず、検索条件によって抽出からもれた可能性がある。
PH-131F	PH-13-F	読み取り機の誤認、または入力時のPCCの誤操作の可能性がある。
	ユワカンキPH-161F	事業者が合併した際にデータベース上の入力方法が統一されておらず、検索条件によって抽出からもれた可能性がある。
PH-161F	PH-16F	転記ミス(1を未入力)の可能性がある。
	PH-13F	転記ミス(1を未入力)の可能性がある。
PH-131F	PH-131M	MとFを誤記入した可能性がある(PH-131Mは実在機種であり回収命令の対象機種ではない)。

注)需要家の消費機器に関するメーカー名、型式名、型番名、製造年月の記載は、平成19年4月1日から法律上義務化されている。

[表B] これまでのところ点検・回収対象機器は発見されていないが、それら機種と紛らわしい誤記入・誤入力となされしているもの(事例)

	誤記入・誤入力等の事例	事業者からの報告に基づき、保安院が分析した要因
●数字とアルファベットを誤記入、誤入力したと考えられるもの		
PH-101F と紛らわしいもの	PH-1D1F	D(アルファベット)と0(数字)を誤認識した可能性がある。
	PHI01F	I(アルファベット)と1(数字)を誤認識した可能性がある。
PA-108FEZ と紛らわしいもの	PA-L08FEZ	L(アルファベット)と1(数字)を誤認識した可能性がある。
●数字やアルファベットを誤記入、誤入力したと考えられるもの		
PH-81F と紛らわしいもの	PH-81E	EとFを誤認識した可能性がある。
●機器名の末尾に設置場所について記載していると考えられるもの		
PH-81F と紛らわしいもの	PH-81Fメンジヨ	設置場所(洗面所)を機器名として記載した可能性があり、検索条件によっては抽出もれが起こる可能性がある。
	●文字を重複して記載したと考えられるもの	
PA-108FE と紛らわしいもの	PA-108BFFE	81に続いてBを入力した可能性がある。

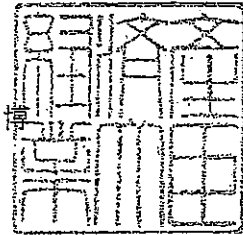
## 経済産業省

平成18・08・25商第1号

平成18年8月28日

パロマ工業株式会社  
代表取締役社長 小林 敏宏 殿

経済産業大臣 二階 俊博



## 消費生活用製品安全法第82条に基づく緊急命令について

1. 消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号、以下「法」という。）第82条の規定に基づき、下記のとおり必要な措置を採るべきことを命ずる。
2. この命令について不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、この命令があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、書面により経済産業大臣に対して異議申し立てをすることができる。
3. 訴訟により、この命令の取消しを求める場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この命令があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、命令の取消しの訴えを提起することができる。

## 記

## 1. 採るべき措置の内容

パロマ工業株式会社（以下「当該会社」という。）が、これまで製造した半密閉式ガス瞬間湯沸器のうち7機種（PH-81F、PH-82F、PH-101F、PH-102F、PH-131F、PH-132F及びPH-161F）（以下「対象製品」という。）について、次の措置を行うこと。

## (1) 製品の点検及び回収

対象製品の点検及び回収を早急に行い、事故の再発防止を図ること。

## (2) 消費者への注意喚起

新聞、テレビ、インターネット、ダイレクトメール等の周知手段を活用して、対象製品について早急に機器の点検を受けることを消費者へ注意喚起を行うこと。

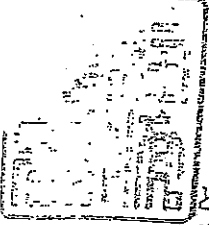
## (3) 点検及び回収状況の報告

今後1年間、対象製品の点検及び回収状況について、毎月、報告すること。

## 2. 緊急命令を発動する理由

- (1) 本件については、消費者が対象製品を購入した後、比較的早期に安全装置であるコントロールボックスのはんだ割れが生じ、その結果、コントロールボックスが故障し、ガスが点火しない状態になった。しかしながら、安全装置であるコントロールボックスについては、コントロールボックスをう回してガスを再び点火させることができるように改造する





とが極めて容易であった。こうした状態にあつては、安全装置をう回するため、排気扇が作動しなくてもガスの燃焼が可能であることから、何らかの理由で排気扇への電力供給が行われなくなると、結果として、不完全燃焼を起こし、一酸化炭素中毒に至る。

(2) こうした事実にかんがみれば、安全装置（コントロールボックス）というガス機器の作動に極めて重要な部分が、いとも簡単に故障し、かつ、安全装置をう回して点火できるような改造が容易に可能であったということは、十分に安全性に配慮せず、製造される製造物全体の安全性が欠ける結果となったといえ、製品の欠陥があると認められる。

(3) また、半密閉式強制排気型のガス瞬間湯沸器を製造している他の11社について調査したところ、1社1件の未確認事例を除き、対象製品に見られるような改造事例は確認されなかった。こうした事実も、対象製品に欠陥があったということを示す傍証である。

(4) 加えて、当該会社は、対象製品が極めて容易に改造されることによって、このような危険性があることを認識していながら、その危険性の発現による事故を消費者側で防止・回避するために適切な情報を与えず、一般消費者への指示・警告を怠った。

(5) 改造された対象製品は、現時点において、既に全国で約200台以上設置されていることが確認されていることから、一般消費者の生命又は身体について重大な危害が発生する急迫した危険が存在すると考えられる。

(6) 以上より、法第82条の規定に基づき緊急命令を発動するものである。

## 経済産業省

平成18・07・14 原院第1号  
平成18年7月14日パロマ工業（株）製瞬間湯沸器の一酸化炭素中毒事故に関する調査と協力  
について（要請）経済産業省原子力安全・保安院  
NISA-278b-06-

パロマ工業（株）が昭和55年4月から平成元年7月までに製造した半密閉式瞬間湯沸器4機種につき、昭和60年から平成13年までの間に排気ファンの作動不良による一酸化炭素中毒事故が16件発生し、合計14名の方が死亡しました。更に平成17年11月末に至り、新たに1件の死亡事故が発生しました。

一部の機器には、安全装置（排気ファンが停止した場合に燃焼機へのガスの供給を自動的に遮断する装置）の改造がなされたことから、不完全燃焼に至り、一酸化炭素中毒事故が発生したと見られるケースも報告されており、パロマ工業（株）では、原因究明に必要な情報の収集と当該機器の点検・修理を行うこととしております。

パロマ工業（株）製下記7機種について、その設置状況等に関し、早急に点検を行うとともに当省及びパロマ工業（株）に対して、原因究明に資する情報を含め再発防止に必要な情報提供を、都道府県エルピーガス協会を通じて行うよう要請します。

## 記

対象機器型式：PH-81F  
PH-82F  
PH-101F  
PH-102F  
PH-131F  
PH-132F  
PH-161F

## 経済産業省

平成20・06・24商第14号

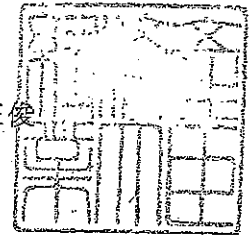
平成20年6月25日

パロマ工業株式会社

代表取締役社長 川瀬 二郎 殿

経済産業大臣臨時代理

国務大臣 若林 正俊



## 消費生活用製品安全法第39条に基づく危害防止命令について

1. 消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号、以下「法」という。）第39条の規定に基づき、下記のとおり必要な措置を採るべきことを命ずる。
2. この命令について不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、この命令があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、書面により経済産業大臣に対して異議申立てをすることができる。
3. 訴訟により、この命令の取消しを求める場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この命令があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、命令の取消しの訴えを提起することができる。

## 記

## 1. 採るべき措置の内容

- (1) 平成18年8月28日に消費生活用製品安全法の一部を改正する法律（平成18年法律第104号）による改正前の法第82条に基づき発出した緊急命令（以下「旧緊急命令」という。）による点検及び回収の対象となる可能性があるとしてガス事業者及び液化石油ガス販売事業者から所在情報を受けた製品すべてについて、再度点検を行い、平成20年8月25日までに再点検活動を完了させること（既に現場で点検したことを示す明確な証拠が存在するものは除く）。また、その結果を明確な現場記録等の具体的な証拠とともに平成20年9月1日までに提出すること。
- (2) 新聞、テレビ、インターネット、ダイレクトメール等の周知手段を活用して、上記(1)の製品について早急に機器の点検を受けることを消費者へ注意喚起を行うこと。

3) 上記(1)、(2)の再点検活動を実施するに当たっては、代表取締役社長を長とし、従業員等から構成される再点検チームを結成して組織体制を抜本的に強化するとともに、第三者に具体的な点検活動について監査させること。

(4) 上記(1)、(2)の実施状況に関し、再点検活動が完了するまでの間、毎週、経済産業省に報告すること。

## 2. 危害防止命令を発動する理由

(1) 貴社に対し、旧緊急命令を発出し、貴社が製造した半密閉式ガス瞬間湯沸器のうち7機種(PH-81F、PH-82F、PH-101F、PH-102F、PH-131F、PH-132F及びPH-161F)(以下「対象製品」という。)の点検及び回収等を命じたところであるが、先般、点検漏れの事実が指摘されたため、貴社に対し、平成20年6月9日付けで法第40条に基づく報告徴収を発出し、その理由や他でも同様の案件がないか報告を求めたところである。

(2) 平成20年6月16日付け及び6月23日付けの貴社からの報告の結果、貴社の点検及び回収活動に関し、個々の案件について、対象製品の可能性のあるものについて、現場の確認記録等なしに点検対象外とし、点検せずに処理しているものがある、データベースの入力がずさんである、社内のチェック体制が不十分である等の案件管理体制面の不備が認められる。

(3) 上記のような案件管理体制面の不備が認められたことを踏まえると、貴社は迅速かつ確実に点検及び回収に取り組む立場にありながら、その責務を十分果たしておらず、対象製品がまだまだ市場に存在し、一般消費者の生命又は身体について重大な危害が発生する急迫した危険が依然として存在すると考えられることから、更なる危害防止措置が必要であると認められる。

(4) 以上より、法第39条の規定に基づき危害防止命令を発動するものである。

パロマ工業製瞬間湯沸器のCO中毒事故に係る対象機器の設置状況再点検結果表  
(LPガス販売事業所用)

都道府県LPガス協会 宛

販売事業所名: \_\_\_\_\_

住 所: \_\_\_\_\_

担当者名: \_\_\_\_\_

連絡先: \_\_\_\_\_

標記の件について、先に、点検・回収対象機器の所在情報をパロマ工業(株)に提供していない消費先について、データベース、台帳等を再点検した結果、下記の案件がありましたので報告します。

	設置先消費者			対象機器の 型式(いずれか に○)	い ず れ か に○	今回当該設置先を最 終確認した方法(い ずれかに○)	該 当 に○
	(フリガナ) 氏名	住所	電話番号				
1				PH-81F		1. 消費者へ訪問 2. 消費者へ電話 3. 消費者から電話 4. その他 ( )	
				PH-82F			
				PH-101F			
	(当初、当該設置先が除外されていた理由)			PH-102F			
				PH-131F			
				PH-132F			
				PH-161F			
(パロマ工業への連絡)							
月 日 時			に連絡済み。				
2				PH-81F		1. 消費者へ訪問 2. 消費者へ電話 3. 消費者から電話 4. その他 ( )	
				PH-82F			
				PH-101F			
	(当初、当該設置先が除外されていた理由)			PH-102F			
				PH-131F			
				PH-132F			
				PH-161F			
(パロマ工業への連絡)							
月 日 時			に連絡済み。				
3				PH-81F		1. 消費者へ訪問 2. 消費者へ電話 3. 消費者から電話 4. その他 ( )	
				PH-82F			
				PH-101F			
	(当初、当該設置先が除外されていた理由)			PH-102F			
				PH-131F			
				PH-132F			
				PH-161F			
(パロマ工業への連絡)							
月 日 時			に連絡済み。				
合計				件(消費先)		台(機数)	

\* 件数が多い場合は、行の追加をお願いいたします。

パロマ工業製瞬間湯沸器のCO中毒事故に係る対象機器の設置状況再点検結果表  
(LPガス販売事業所用)

都道府県LPガス協会 宛

販売事業所名: \_\_\_\_\_

住 所: \_\_\_\_\_

担当者名: \_\_\_\_\_

連絡先: \_\_\_\_\_

標記の件について、先に、点検・回収対象機器の所在情報をパロマ工業(株)に提供していない消費先について、データベース、台帳等を再点検した結果、下記の案件がありましたので報告します。

	設置先消費者			対象機器の 型式(いずれか に○)	い ず れ か に○	今回当該設置先を最 終確認した方法(い ずれかに○)	該 当 に○
	(フリガナ) 氏名	住所	電話番号				
1	エルピー たろう	東京都千代田区霞が関〇〇〇	00-0000- 0000	PH-81F	○	1. 消費者へ訪問 2. 消費者へ電話 3. 消費者から電話 4. その他 ( )	○
				PH-82F			
				PH-101F			
				PH-102F			
				PH-131F			
				PH-132F			
				PH-161F			
(当初、当該設置先が除外されていた理由) データベースにPH-810と記載があり、消費者へ電話しパロマ製という のは判明したが、詳細が不明なため、7月1日に訪問し確認したところ、 型番を確認した。その場で使用中止にし、パロマに電話、回収に来ても らった。全回、データ抽出の際、型式を完全一致のものを抽出したため、 誤記入がチェック出来なかったもの。							
(パロマ工業への連絡) 7月1日14時 東京支社関東支店東京営業所〇〇さんに連絡済							
2	エルピー じろう	東京都千代田区霞が関〇〇〇	00-0000- 0000	PH-81F	○	1. 消費者へ訪問 2. 消費者へ電話 3. 消費者から電話 4. その他 ( )	○
				PH-82F			
				PH-101F			
				PH-102F			
				PH-131F			
				PH-132F			
				PH-161F			
(当初、当該設置先が除外されていた理由) データベースにPH-1D1F、リンナイと記載されており、消費者宅を訪 問したところ、型番をメーカー名を確認した。その場で使用中止し、パロマ連 絡し、回収に来てもらった。全回データ抽出の際、メーカー名による抽出 と、型式による抽出をしたが、ダブルの誤記入があったため、抽出もれと なった。							
(パロマ工業への連絡) 7月 2日 10 時 東京支社関東支店東京営業所〇〇さんに連絡済							
3				PH-81F		1. 消費者へ訪問 2. 消費者へ電話 3. 消費者から電話 4. その他 ( )	
				PH-82F			
				PH-101F			
				PH-102F			
				PH-131F			
				PH-132F			
				PH-161F			
(当初、当該設置先が除外されていた理由)							
(パロマ工業への連絡) 月 日 時 _____ に連絡済み。							
合計			件(消費先)			台(機数)	

\* 件数が多い場合は、行の追加をお願いいたします。

株式会社パロマ

営業所	〒	住所	TEL	FAX
北海道支店				
★札幌	001-0033	札幌市北区北33条西7丁目1-1	011-726-7281	011-736-7374
釧路	085-0051	釧路市光陽町5-6	0154-25-8703	0154-25-8704
旭川	079-8414	旭川市永山4条4-10-5	0166-47-6224	0166-47-6348
帯広	080-0042	帯広市西12条北4丁目1番地	*0155-35-4360	0155-35-6631
函館	042-0932	函館市湯川町1-20-8	0138-59-4341	0138-59-4367
苫小牧	053-0806	苫小牧市大成町2丁目7-18	*0144-72-7323	0144-74-6334
北見 駐	090-0824	北見市北光271-33	*0157-24-2611	同左 (tel, fax兼用)
東北支店				
★仙台	983-0041	宮城県仙台市宮城野区南目館20-10	022-237-5561	022-238-0838
郡山	963-8833	福島県郡山市菅久池2丁目11-6	024-933-4090	024-933-4084
秋田	010-0916	秋田県秋田市泉北1丁目21-1	018-823-4833	018-864-5242
盛岡	020-0837	岩手県盛岡市津志田町3丁目1番55号	019-637-2610	019-637-2635
山形	990-2482	山形県山形市久保田3丁目5-5	023-643-0421	023-645-3623
庄内 駐	998-0852	山形県酒田市こがね町2丁目1番20号 モリス102号	023-643-0421	023-645-3623
いわき	970-8024	福島県いわき市平北白土字宮前75-1	*0246-22-2575	0246-21-5785
青森	030-0915	青森県青森市小柳5丁目11-9	017-742-2014	017-743-6073
八戸 駐	031-0071	青森県八戸市沼館2丁目31-10 オフィスクレイトB号	*0178-47-8076	0178-47-4305
東京支社				
関東支店				
★東京	106-0031	東京都港区西麻布3-13-15 パロマプラザビル2F	03-5412-8860	03-5412-8865
多摩	206-0801	東京都稲城市大丸528番地	042-379-1231	042-379-1237
山梨	400-0064	山梨県甲府市下飯田2-6-3	055-224-4460	055-231-0916
横浜	222-0033	神奈川県横浜市港北区新横浜1-27-4	045-470-8860	045-470-4580
厚木	243-0022	神奈川県厚木市酒井2567-11	046-229-0295	046-229-5751
北関東支店				
さいたま	338-0812	埼玉県さいたま市桜区神田461	048-855-3217	048-854-5105
越谷	343-0806	埼玉県越谷市宮本町3-130	048-962-5684	048-962-7218
熊谷	360-0035	埼玉県熊谷市河原町2-47	048-527-1271	048-527-1622
宇都宮	321-0924	栃木県宇都宮市下栗1-25-12	028-636-8311	028-636-8310
前橋	371-0831	群馬県前橋市小相木町50-1	027-253-5772	027-252-9073
太田 出	373-0852	群馬県太田市新井町539-1 竹屋ハウズ3-3302号	0276-49-0860	同左 (tel, fax兼用)
東関東支店				
千葉	264-0036	千葉県千葉市若葉区殿台町437-1	043-256-6221	043-256-7012
松戸	271-0064	千葉県松戸市上本郷862番1	047-360-7311	047-360-7325
水戸	310-0852	茨城県水戸市笠原町1750-10	029-241-8027	029-241-9006
土浦	300-0812	茨城県土浦市下高津1-19-40	029-822-8251	029-824-5844
東海支店				
★名古屋	467-8585	名古屋市瑞穂区桃園町6-23	052-824-5101	052-824-5385
岐阜	500-8262	岐阜県岐阜市茜部本郷1-25	058-274-7761	058-274-4320
津	514-0815	三重県津市藤方1636	059-226-2260	059-226-8909
豊橋	441-8083	愛知県豊橋市東藤3-20-1	0532-32-7165	0532-32-7786
松本	399-0001	長野県松本市宮田3-16	0263-27-2811	0263-27-2831
長野	381-0034	長野県長野市高田五分-536	026-226-1214	026-226-8440
静岡支店	422-8006	静岡県静岡市駿河区曲金7-16-5	054-284-0981	054-284-0984
浜松	435-0047	静岡県浜松市東区原島町388-5	053-464-3810	053-462-4591
三島	411-0038	静岡県三島市西若町4-24	055-983-2921	055-981-6335
北陸支店				
★金沢	920-0053	石川県金沢市若宮町木43-1	076-263-5416	076-223-0192
富山	930-0842	富山県富山市達新町5-15	076-442-7171	076-442-3882
福井	918-8108	福井県福井市春日2-6-23	0776-36-1175	0776-36-5249
新潟支店	950-0867	新潟県新潟市東区竹尾卸新町761-1	025-273-5123	025-273-5160
長岡	940-0082	新潟県長岡市千歳1丁目2-20	0258-35-5403	0258-35-5404
上越 出	942-0065	新潟県上越市川原町10-8	*025-543-9706	025-544-7098
関西支社				
★大阪	550-0013	大阪市西区新町3-13-20 パロマアザビル4F	06-6534-8600	06-6534-7333
阪神	550-0013	大阪市西区新町3-13-20 パロマアザビル4F	06-6534-8600	06-6534-7333
京滋支店	601-8016	京都府京都市南区東九条烏丸町39	075-681-4564	075-671-2189
福知山 出	620-0803	京都府福知山市観音寺296-2	0773-27-6748	同左 (tel, fax兼用)
姫路	670-0851	兵庫県姫路市京口町120	079-281-2107	079-224-0886
滋賀	520-3031	滋賀県栗東市緒3-14-8	077-553-7629	077-552-1767
奈良	636-0341	奈良県磯城郡田原町薬王寺131-11	0744-33-0250	0744-33-0751
和歌山	640-8392	和歌山県和歌山市中之島1738	073-432-2955	073-432-1718
串本 駐	649-3142	和歌山県串本町ささみ町江住1337	0739-58-1137	同左 (tel, fax兼用)
中国支店				
★広島	732-0804	広島県広島市南区西蟹屋3丁目8-12	082-262-9261	082-263-2400
福山	721-0942	広島県福山市引野町3丁目7-1	084-943-5159	084-941-7740
岡山	700-0975	岡山県岡山市今1丁目11-12	086-241-5711	086-241-5774
松江	690-0047	島根県松江市嫁島町10-5	0852-22-2313	0852-25-1487
浜田 駐	697-0023	島根県浜田市長沢町109-5 パートメント亀谷 202号	0855-22-0949	同左 (tel, fax兼用)
鳥取 駐	680-0862	鳥取県鳥取市168-26 第3コーポラス朝日B105号	0857-26-6707	同左 (tel, fax兼用)
山口	754-0021	山口県山口市小郡黄金町13-28	083-973-4840	083-973-4843
下関 駐	751-0812	山口県下関市椋野上町10-8 カンテラス椋野A-106	0832-23-8301	同左 (tel, fax兼用)
四国支店				
★高松	760-0066	香川県高松市福園町4丁目7-10	087-822-2321	087-822-4539
松山	791-8013	愛媛県松山市山越6丁目16-26 ナカハイ1F	089-923-6991	089-923-7050
高知	781-8122	高知県高知市高須新町2-7-16	088-883-6190	088-883-5048
徳島	770-8053	徳島県徳島市沖浜東3-53	*088-654-0403	088-622-7439
九州支店				
★福岡	812-0016	福岡市博多区博多駅前2丁目9-13	092-472-0860	092-471-8400
北九州	803-0835	福岡県北九州市小倉北区井堀3丁目17-1	093-571-3800	093-591-8070
熊本	862-0912	熊本県熊本市錦ヶ丘24-9	096-365-1222	096-365-7671
大分	870-0028	大分県大分市新町11-9	097-536-1939	097-534-5365
長崎	856-0820	長崎県大村市協和町738-4	0957-53-0021	0957-54-4125
宮崎	880-0841	宮崎県宮崎市吉村町長田甲2378-1	0985-27-3421	0985-24-0994
延岡 駐	882-0862	宮崎県延岡市浜町685-11	-	-
鹿児島	892-0836	鹿児島県鹿児島市錦江町2-9	099-224-0136	099-225-0049
佐賀	849-0935	佐賀県佐賀市八戸溝3丁目7-17	0952-30-3608	0952-31-1366
沖縄	901-2121	沖縄県浦添市内閣2丁目4番30号	098-879-4025	098-878-8404

(帯広・北見は釧路へ転送・庄内は山形へ転送・八戸は盛岡へ転送・上越は長岡へ転送)

パロマ工業製瞬間湯沸器のCO中毒事故に係る対象機器の設置状況再点検結果表  
(LPガス販売事業所用)

都道府県LPガス協会 宛

販売事業所名:

住 所:

担当者名:

連絡先:

標記について下記のとおり報告します。

- 1 今回の要請に基づき、データベース、台帳を再点検した結果、対象となるような事例はありませんでした。